

第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年6月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年6月2日 午前10時00分 開会
- 3.平成29年6月2日 午前11時18分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	内牧支所長	本田良治
波野支所長	加藤勇二郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二
書 記 佐 藤 由 美

議会事務局次長 山 本 繁 樹

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第 1 回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介について

日程第 4 諸般の報告について（議長）

日程第 5 施政方針の説明

日程第 6 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

平成 29 年第 2 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折、本定例会本会議にご出席をいただき、お礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようにご協力をお願い申し上げます。

なお、この時期になりますと全国的に梅雨入りし、集中豪雨等により各地で毎年甚大な災害が発生しております。特に皆様ご記憶にもありますとおり、阿蘇市では平成 24 年 7 月に発生いたしました九州北部豪雨災害では、これまでに経験したことのない大雨により、各地で土砂崩れが発生し、未曾有の災害となりました。従いまして、議員各位には自重自愛の上で地域の災害防止にも格段のご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 29 年第 2 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、1 番議員、立石昭夫君、19 番議員、井手明廣君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を 5 月 26 日開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をしました結果、まず会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告 4 件、専決処分の承認 8 件、繰越明許費繰越計算書の報告 3 件、条例の改正 4 件、平成 29 年度補正予算案 8 件、同意 1 件、その他 3 件及び請願 1 件の計 32 件であることから、会期を本日 6 月 2 日から 6 月 19 日までの 18 日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配布してあるとおりであります。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告 7 件、専決処分の承認 8 件、同意 1 件、その他 3 件以外の 12 議案及び請願 1 件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は、ご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。

まず、一般質問の通告期限であります。今回は 6 月 5 日の質疑の日の午後 5 時までと変更いたしましたので、各議員におかれましては期日を間違えないよう時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については執行部において万全の準備を整えて、的確な答弁ができるよう具体的に記載していただくこと、また、通告内容以外の質疑にならないよう気を付けていただきますよう併せてお願いをいたします。また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行われますよう、万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3 第1回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、第1回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介を行います。

先の第1回阿蘇市議会定例会において、各種委員の推薦・任命の同意を行いました。よって、皆様に本日お見えいただいておりますので、ここで紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場をお願いいたします。

〔各種委員 入場〕

○議長（藏原博敏君） それでは、ご紹介申し上げます。最初に監査委員の選任について同意を行いました佐伯和弘様をご紹介申し上げます。佐伯様、どうぞ自己紹介をお願いいたします。

○監査委員（佐伯和弘君） 議員の皆様、おはようございます。このたびの監査委員の選任につきまして、同意賜りましたことを大変恐縮しております。私もかなり年を取っておりますので、この4年間、本当に責任を果たすことができるのか、一抹の不安がありますけれども、初心に戻りまして、改めて脳の活性化を図りながら頑張っていきたいと思いますので、議員の皆様方にはよろしくご指導とともにご支援賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を行いました塚本武敏様、江藤龍二様をご紹介申し上げます。どうぞ、塚本様から自己紹介をお願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（塚本武敏君） おはようございます。紹介いただきました塚本です。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、江藤様、お願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（江藤龍二君） おはようございます。今、塚本氏と審査委員会ということになりまし江藤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、教育委員会委員の任命同意を行いました和田七男様、工藤重行様をご紹介申し上げます。どうぞ、和田様から自己紹介をお願いいたします。

○教育委員会委員（和田七男君） おはようございます。このたび、4月1日付で2期目の阿蘇市教育委員の任命を受けました。阿蘇市の教育のために精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお祈りいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、工藤様、お願いいたします。

○教育委員会委員（工藤重行君） 失礼いたします。ただ今ご紹介いただきました工藤でございます。今回、3月の議会において教育委員にご選任いただきまして、本当にありがとう

ございました。微力ではございますけれども、阿蘇市の教育の更なる充実発展のために頑張っていきたいと思っております。お世話になります。

○議長（藏原博敏君） 皆様におかれましては、ご多用中の中にも関わりませず本議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、ご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔各種委員 退席〕

○議長（藏原博敏君） 続きまして、議会が指名推薦しました選挙管理委員会委員並びに補充員の皆様をご紹介申し上げます。

それでは、ご入場をお願いします。

〔選挙管理委員会委員並びに補充員 入場〕

○議長（藏原博敏君） それでは、選挙管理委員会委員並びに補充員の皆様をご紹介申し上げます。なお、選挙管理委員になられました家興和昭様、補充員になられました岩下二夫様、同じく草尾幸隆様におかれましては、所要のためご出席いただくことができませんでした。

それでは、佐藤照司様から自己紹介をお願いいたします。

○選挙管理委員会委員（佐藤照司君） おはようございます。ご紹介をいただきました波野の佐藤です。このたびは、選挙管理委員として、また再び選任をいただきまして、大変恐縮いたしております。選挙管理委員会は、公職選挙法に基づいて活動するわけでございますが、ただ今のところ、阿蘇市には大きな問題は発生しておりません。それは、皆さんが選挙に関して真摯に取り組んでいただいているおかげと思っております。それで、これからも皆さんのご協力をご指導をいただきながら、阿蘇をおとしめることのないよう努めていきたいと思っております。なにとぞよろしくお願いいたしておきます。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、古閑慶助様、お願いいたします。

○選挙管理委員会委員（古閑慶助君） おはようございます。このたび選挙管理委員を仰せつかりました古閑でございます。選挙関係につきましては素人でございますので何もわかりませんが、迷惑が掛かりませんようしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、倉本健吉様、お願いいたします。

○選挙管理委員会委員（倉本健吉君） おはようございます。倉本でございます。皆様からいただいたご信任を裏切らないように、真摯に務めをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 次に、補充員になられました下田英雄様、お願いいたします。

○選挙管理委員会補充員（下田英雄君） おはようございます。ただ今ご紹介いただきました下田英雄です。よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、同じく補充員になられました岩下哲郎様、お願いいたします。

○選挙管理委員会補充員（岩下哲郎君） おはようございます。今回、選挙管理委員の補充員ということで選任を受けました岩下でございます。補充員ということで、2軍でございま

すが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 先の定例会で指名推薦いたしました皆様におかれましては、大変御多用中にも関わりませず本会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、ご紹介を終わります。

それでは、ご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔選挙管理委員会委員並びに補充員 退席〕

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。第 92 回全国市議会議長会定期総会におきまして、議員在職 15 年以上及び在職 10 年以上の方々の表彰状を受け取りました。つきまして、ここで表彰状の伝達を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、伝達を行います。議員在職 15 年以上の受賞者は、阿南誠藏議員、古澤國義議員、そして私、藏原であります。また、在職 10 年以上の受賞者は、五嶋義行議員、田中弘子議員、湯浅正司議員、大倉幸也議員であります。つきましては、この場を借りて表彰状の伝達を行いますので、受賞者の皆さんは演壇のほうにお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議長（藏原博敏君） ただ今表彰を受けられました皆様におかれましては、誠にありがとうございます。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

日程第 4 諸般の報告について（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第 4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付いたしました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より平成 29 年 1 月分から 4 月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては議会事務局に保管しておりますので、皆様ご自由に閲覧をお願いいたします。

次に、熊本県市議会議長会並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります。第 263 回熊本県市議会議長会が山鹿市で、第 92 回九州市議会議長会定期総会が熊本市で、第 93 回全国市議会議長会定期総会が東京で、また平成 29 年度阿蘇市町村議長会総会が阿蘇地域振興局で開催され、それぞれ議案が提出されまして、全会一致で承認されております。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 5 施政方針の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、市長の「施政方針の説明」に入ります。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

早速、平成 29 年度施政方針を述べさせていただきます。

はじめに、かけがえのない家族や財産を奪った未曾有の熊本地震から 1 年が経過、これまで市民の皆様方とともに力を合わせ、また、関係機関の方々から格別な力添えを賜り、復旧・復興に向け、懸命に取り組んでまいりました。

国道 57 号をはじめとした主要交通網の寸断、農地及び農林畜産施設などの生産基盤の損壊、阿蘇の雄大な景観美を維持してきた草地などの亀裂や崩落、そして何より市民の皆様方の生活再建など、未だ多くの課題が残されています。

とりわけ、阿蘇地域は多くの方々にお越しいただき、愛され、支えられ続けてきました。これまで積み重ねてきた「人と人とのつながり」を、これから先の大きな力に代えて、より力強く、より着実に復興への歩みを進めてまいります。

引き続き、市民の皆様方と心をつなぐに、復興を実感できる年となるよう誠心誠意取り組むことを申し上げ、平成 29 年第 2 回阿蘇市議会定例会の開会に当たっての施政方針の一端を述べさせていただきます。

【総務】

昨年の熊本地震をはじめあらゆる災害に対し、対応検証を進めながら、防災計画の見直しを行い、「生命を守ること」を第一に、常に危機管理意識を持って、自主防災組織の育成、避難誘導體制の強化、予防的避難の実行など、地域と共作した防災・減災対策に努めてまいります。

阿蘇中岳第一火口は、昨年 10 月 8 日の爆発的噴火後、本年 2 月には噴火警戒レベルが「2」から「1」に引き下げられ、現在は安定しておりますが、火口周辺の防護柵や火山ガス検知器をはじめ各施設機器等が損傷し、電源も喪失状態が続いています。

本年 5 月 19 日には、火山ガス安全対策専門委員会を開催、早期の観光拠点復旧の検討を進める一方、有事の際は迅速かつ円滑な防災体制を執ることができるよう関係機関と連携を深め、取り組んでまいります。

自治体情報セキュリティは、一昨年の日本年金機構へのサイバー攻撃による情報流出事件や本年 5 月に発生した世界的なランサムウェア（身代金要求型不正プログラム）被害に見られるように、公的機関や企業に対するサイバー攻撃は年々複雑かつ巧妙化し、その脅威を増しています。

本年 7 月からマイナンバーを活用したオンライン情報連携も予定されており、本市では、情報セキュリティ強化策として、庁内情報システムの抜本的強化を図り、また職員研修による意識高揚に努め、見えない脅威に対処してまいります。

国の地方財政対策は、社会保障の充実分を含む一般財源総額が、平成 28 年度を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円となっています。また、地方交付税（交付ベース）は 16.3 兆円を確保し、あわせて臨時財政対策債の増を 0.3 兆円に抑制、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、新たに公共施設等適正管理推進事業費（仮称）を計上、このほか、まち・ひと・しごと創生事業費についても、引き続き 1 兆円の財源が確保さ

れています。

一方、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進めながらも、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき見直しを推進し、地方においても、国の取り組みに合わせ徹底した見直しを進めることが求められています。

このような中、昨年度は、熊本地震で、財政調整基金の取り崩しなども検討せざるを得ませんでした。関係機関への働きかけによって事業採択や補助率の嵩上げ等がなされ、市の負担が減少したことで安堵したところですが、地方交付税などに依存している財政状況は変わりません。

復旧・復興の元年となる本年度以降も、市民の皆様方に心配や不安感を与えないよう、引き続き真剣に健全な財政運営に努めてまいります。

固定資産税は、熊本地震の影響で地価下落や取り壊し家屋の増加により、昨年度と比較して、約 1,100 万円の減収が予想されます。また、平成 30 年は、3 年に一度の評価替えの年でもあり、今年度は、標準宅地及び路線価格の見直し、災害地等補正適用、新增築家屋及び滅失家屋等の把握を行い、適正な評価に努めてまいります。

地籍調査は、市全域の約 61%が完了し、現在、波野地区を進めています。本年度は測量工程及び閲覧を行い、平成 32 年度からの国土調査第 7 次 10 箇年計画に併せ、本市の地籍調査計画を見直す予定です。

波野支所庁舎は、熊本地震の影響で柱や壁に亀裂が入るなどの損傷を受け、昨年 5 月に安全性を考慮し波野保健福祉センターに事務所を仮移転しました。

震災から 1 年が経過し、今年度から、波野地域の重要な住民サービス拠点である支所庁舎建設に着手する計画です。

建設にあたっては、支所機能を維持し、地域の皆様に安心して暮らしていただけるよう、また利便性の向上を考え、診療所やデイサービス、郵便局や J A 波野支所など公共機関が集積している波野保健福祉センター敷地内を予定、利用しやすい庁舎建設を進めます。

【生活】

昨年 1 月から行っているマイナンバーカードの交付率は、全国平均と同じ 8.4%です。今後は、身分証明書としての利用に留まらず、より効果的な利活用について検討を進め、マイナンバーカードの更なる取得促進に取り組んでまいります。

熊本地震で発生した災害廃棄物は、発災直後から環境に配慮しながら、迅速かつ適正に処理を行い、損壊家屋等の公費解体も概ね順調に進捗、公費解体及び仮置き場での災害廃棄物の受入れは原則本年 8 月末で終了する予定です。今後も引き続き、安全に留意し円滑な事業の推進に努めます。

生活相談センターは、関係各課と更に連携を図り、「ワンストップ相談窓口」として、生活困窮者の方の対策、また、熊本地震で被災された方々の速やかな生活再建の相談支援を強化していきます。

【医療福祉】

熊本地震被災者生活再建支援は、地域支え合いセンター事業で更なる充実を図り、被災された方々の見守り、相談支援など積極的な事業展開を関係機関と連携し進めます。また、高齢者福祉は、高齢者の方々が健康で長生きし、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりに努めます。

児童福祉は、子育て支援センター、放課後児童クラブ、各種医療費助成等の事業に積極的に取り組み、保護者の方々が安心して子育てできる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

障害福祉は、本年度、「阿蘇市障害者計画」及び「阿蘇市障害福祉計画」策定を予定しており、施策推進の基本的な考え方や具体的方策、達成すべき目標を定めます。

生活保護では、就労支援、生活支援活動を通じ、経済的自立、社会的自立を支援し、民生委員の方々や障害者支援機関、ケアマネージャーなどの協力を得て、受給者の生活サポートに取り組めます。

国民健康保険事業は、平成 30 年度の財政運営責任等の都道府県化に向けて、限られた財源の中で保険税率、保健事業等の検討を行い、市国民健康保険運営協議会に諮りながら、医療費の適正化及び国保財政の健全化に努めます。また、健全化を図るための具体的な事業方針を「第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健診等実施計画」に定め、生活習慣病の重症化防止に取り組めます。

介護保険事業は、「第 6 期阿蘇市高齢者いきいきプラン」の最終年度となります。次期計画策定に向け、評価検証を行い、平成 30 年度から 3 年間の介護保険事業必要経費と保険料の検討を進めます。

保健予防は、高額な医療費及び生活習慣病に起因する脳卒中・心臓病・腎不全を防ぐため各保険事業と連携し、特定健診受診率の向上と疾病の重症化防止、健康寿命の延伸に努めます。

市民の皆様方の医療需要と利便性確保のため「地域中核病院」として阿蘇医療センターの機能強化を図り、引き続き医師・看護師の確保、小児科・神経難病・がん等の専門外来の維持、耳鼻咽喉科・口腔外科の開設準備、糖尿病・肝疾患・認知症等に係る医療機能の充実に取り組めます。

更に医師会をはじめ関係機関との連携体制を強化し、地域完結型医療を積極的に推進してまいります。

人権施策は、阿蘇市人権・同和教育推進協議会活動と隣保館事業を中心に関係機関と連携し、人権意識の向上、福祉と人権のまちづくりを目指し、引き続き人権教育・啓発活動に積極的に取り組めます。

男女共同参画の推進は、女性活躍推進法や阿蘇市の行動計画に基づき、取り組んでまいります。

【経済】

本市では、農地の大区画・汎用化を促進し、担い手の育成を図り、各種補助事業等を積極的に活用し、将来を見た「攻めの農業」を進めます。

その糸口として、新規就農希望者の一元的な相談窓口を設置し、農業技術、農業経営に関する指導の質を向上させ、独立就農までの継続的な支援を行い、新規就農者の定着を図ります。

また、原野・山間部等は亀裂によって、野焼き・採草・放牧ができない地域があり、再開に向けた被災原野の復旧について、国・県に引き続き働きかけていきます。

林業は、就業希望者向け相談窓口を設置、林業経営者への講師派遣や技術研修会等を行い、人材不足の解消、収益性の改善、経営力の強化を目指します。

熊本地震発災当初は観光入込客が激減し、厳しい1年でしたが、九州ふっこう割など国の復興支援やプロモーションの強化で、個人客は回復傾向にあります。しかし、国道57号・JR豊肥本線の寸断で、インバウンドや修学旅行などの団体客は未だ2割弱の状態です。

一方、再開が待たれる中岳火口見学は、火の国橋から火口側の火山灰除去、火山ガス検知器・待避壕・監視所等の復旧について環境省に喫緊の課題として強く要望しており、一日も早い見学再開に向け、力をそそいでいます。

特に、山上一帯は、「国立公園満喫プロジェクト」の主要箇所であり、本年は、阿蘇登山道路沿いの牧柵や展望所の整備を県が行います。

本市も山上給水施設整備完了までの給水対応のほか、魅力向上を目指し、昨年度策定した「阿蘇山上観光復興ビジョン」の実現に向け官民一体となり取り組みます。

また並行して、カルデラ地形の利点を活かした体験型観光に重点を置き、サイクルツーリズムやトレッキング、スカイスportsなどのアクティビティ関連、「食文化」にポイントを置いたガストロノミーツーリズムに着手し、「阿蘇オンリーワンの特別感」を創り、更に磨きながら、訪れた皆様方が買い物や宿泊施設の利用につながるよう努めてまいります。

市民ブランド「然」は、人材育成や特産品の販路開拓を進めるほか、「阿蘇の笑顔をめぐる」をテーマに然の方々の店舗等を周遊していただく展開を図る魅力ある情報を発信していきます。

人口減少は、本市においても深刻さを増しています。これまで「阿蘇市空き家バンク制度」の運用に当たり、空き家物件等の現状を調査し、データベース化を図り、移住・定住対策の基礎づくりを進めてきました。

これからは、関係機関や多様な人材と連携を図り、移住・定住の支援体制を構築、「住んでみたい新しい阿蘇」を発信し、未来へつながるまちづくりに取り組みます。

商工業関係では、本年4月末現在におけるグループ補助金の交付決定事業者として、市内の52事業者が発表されており、着々と復旧・復興が進んでいます。今後も、地元商店等が元気を取り戻すべく商工会をはじめ関係団体と連携し、空き店舗等を活用した創業、第二創業の支援及び雇用を促進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、昨年度波野地域で実施した買い物困難者の実証事業による課題を検証し、波野地域集落サポート協議会と連携した事業に取り組みます。

【インフラ】

最優先となる公共土木施設の災害復旧工事は、本年5月25日現在、52%の発注が完了し、

大規模被災箇所や橋梁復旧など一部を除き、本年度完成を目標にしています。

国道 57 号北側復旧ルートは、平成 32 年度完成を目標に整備が進められており、阿蘇市側では、用地買収はほぼ完了し、随時、工事が発注されています。

また、国道 57 号の現道は、本年 4 月末、国直轄である熊本復興事務所が南阿蘇村に設置され、大規模崩壊法面の砂防工事等の早期着手が期待されます。今後も、現道の早期開通に向けて引き続き国へ強く要望していきます。

白川流域（黒川含む）では、阿蘇地域での土砂災害防止に必要な対策等について、本年度、国による調査が実施されることとなり、早期に国直轄砂防工事へと前進するよう更なる要望を行います。

中九州地域高規格道路整備は、滝室坂道路の用地交渉が進められる中、本年度予算でトンネル工に着手することが決定し、大きく進捗しています。

また、竹田阿蘇間の整備は、本年 3 月末から、計画段階評価の手続きが進められており、早期の事業着手に向け関係機関への要望を引き続き行っていきます。

道路河川の整備は、熊本地震で赤水・内牧・狩尾地域で発生した地盤沈下や地割れ被害の原因や対策など各専門機関の調査結果を参考に計画の精査・検討を行い、地元の方々との調整を図りながら、防災・安全対策に取り組めます。

熊本地震で被災した水道施設の復旧事業を最優先に取り組んでいます。

また、「簡易水道統合計画」に基づき管内 7 箇所の簡易水道を上水道へ統合、災害復旧事業と併せ市民の皆様のライフラインである水道水の維持可能な供給に向け、簡易水道と上水道それぞれの区域間の連絡管を整備し、災害等の不測事態に備えた危機管理の強化を図っていきます。

熊本地震からの一刻も早い生活・住宅再建に向け、被災した宅地・公共下水道の復旧など居住環境の整備支援を進めてまいります。

また、阿蘇の自然環境維持・保全に向け、「A S O 環境共生基金」を活用した活動支援や景観環境整備事業を実施、地球温暖化対策では、地域資源を活用した再生可能エネルギーの促進やグリーンカーテンなどを活用した低炭素地域づくりに取り組んでいきます。

市営住宅は、長寿命化計画に基づき屋根改修や水洗化事業等に取り組み、適正な維持管理に努め、老朽化した市営住宅に関する適正化計画の検討を進めてまいります。

下水道事業は、老朽化した浄化センターの設備更新と新たに市営住宅坊中南団地周辺の管渠整備を実施し、排水環境改善と快適な住環境づくりを推進します。

【教育】

学校教育は、電子黒板等の I C T を活用し、充実した教育活動を通じ生きる力を育み、確かな学力の向上と、やさしくたくましい子どもの育成に取り組んでいきます。

阿蘇西小学校の災害復旧工事は、校舎・プール等の解体及び新築工事の発注を予定、平成 30 年 12 月末の完成を目指します。

スポーツ振興や市民の健康増進を図る社会体育施設である農村公園あびかの災害復旧工事は、本年 12 月末の完成を目指しています。

また、本年8月6日、阿蘇体育館において、阿蘇郡市の人権同和教育研究大会が開催されます。人権感覚を磨き、明るく住みよい街づくりに取り組んでいきます。

阿蘇世界文化遺産は、まず登録に向けて景観法に基づく景観計画、景観条例の制定を行い、重要文化的景観の国選定を申請しているところです。

終わりに、今年度は、市の最上位計画でもある「第2次阿蘇市総合計画」を策定いたします。未来へ向かって『夢』と『希望』のある“豊かな明るい阿蘇市づくり”に邁進していく決意です。

今日、全国各地で自然災害が相次ぐ中、九州北部豪雨災害時の事業促進と熊本地震の復旧復興を最優先に、また、これからの災害に備え、市民の皆様方とともに「自助」「共助」「公助」を基本に、防災・減災対策をより一層強化させてまいります。

引き続き、議員各位、市民各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、平成29年度の施政方針といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の施政方針の説明が終わりました。

お諮りをいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。それでは、暫時休憩をいたします。なお、11時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第6、これより市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、平成29年第2回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第5号「専決処分の報告について」

本件は、平成27年11月14日、新小里団地において発生した入居者の人身事故について、平成29年2月15日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号「専決処分の報告について」

本件は、平成29年2月20日、阿蘇市的石において発生した車両の物損事故について、同年4月4日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第7号「専決処分の報告について」

本件は、平成29年3月17日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故に

ついて、同年 5 月 10 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 8 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 29 年 3 月 19 日、阿蘇市波野大字小地野において発生した車両の物損事故について、同年 4 月 25 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

承認第 6 号「専決処分の承認について」

本件は、平成 29 年 3 月 21 日、阿蘇市一の宮町中通において発生した公用車の物損事故について、同年 5 月 1 日に示談が成立、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 7 号「専決処分した阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」

本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 8 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 9 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 10 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 9 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、地方交付税等を追加し、国庫支出金、繰入金及び市債等を減額しております。

歳出では、各種事業の実績に応じて所要の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 3 億 9,581 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 278 億 5,256 万 1,000 円といたしました。

承認第 11 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、繰入金を追加し、国庫支出金及び市債を減額、歳出では、総務費、事業費及び災害復旧費等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 1 億 5,684 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 9 億 2,889 万 2,000 円といたしました。

承認第 12 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国民健康保険税及び県支出金等を追加し、国庫支出金及び療養給付費等交付金等を減額、歳出では、総務費及び保険給付費療養給付費を減額し、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 9,370 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 42 億 9,027 万円といたしました。

承認第 13 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、保険料及び国庫支出金等を、歳出では、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 370 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 33 億 7,869 万 6,000 円といたしました。

報告第 9 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 10 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 11 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

本件は、建設改良費の一部について、年度内竣工が困難となったため、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき事業の繰り越しを行ったので、同条第 3 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 40 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会委員の公選制が廃止、農地利用最適化推進委員制度が導入されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 41 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 42 号「阿蘇市はな阿蘇美条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 43 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 44 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

当初予算は、骨格予算であったため、投資的事業等を中心に編成しております。

歳入では、熊本地震災害復旧事業に係る国・県支出金、道路や河川事業等に係る社会資本整備総合交付金等を計上しております。

歳出では、熊本地震復興基金交付金事業、道路維持及び新設改良事業、阿蘇サイクルツーリズム学校プロジェクト委託料等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 9 億 439 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 188 億 7,651 万 4,000 円としました。

議案第 45 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料を減額し、国庫支出金、諸収入及び市債を追加、歳出では、総務費を減額し、事業費及び災害復旧費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,612 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 2,307 万 5,000 円といたしました。

議案第 46 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 451 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 42 億 3,390 万 7,000 円といたしました。

議案第 47 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 494 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 31 億 1,757 万 8,000 円といたしました。

議案第 48 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金及び諸収入を、歳出では、総務費及び諸支出金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 312 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 1,253 万 9,000 円といたしました。

議案第 49 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 13 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,847 万 9,000 円としました。

議案第 50 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を 650 万円追加し、収益的収入合計を 5 億 1,311 万 6,000 円に、収益的支出では、上水道事業費及び簡易水道事業費を 166 万円追加し、収益的支出合計を 4 億 8,976 万 4,000 円といたしました。

また、資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を 4 億 7,169 万 2,000 円追加し、資本的収入合計を 4 億 9,975 万 2,000 円に、収益的支出では、上水道事業資本的支出及び簡易水道事業資本的支出を 2 億 3,800 万円追加し、資本的支出合計を 4 億 3,553 万円といたしました。

議案第 51 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

当初予算は、骨格予算であったため、資本的経費を計上しております。

資本的支出では、建設改良及び固定資産購入費 1,200 円を追加し、資本的支出合計を 1 億 2,039 万 9,000 円といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 9,354 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

同意第 6 号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」

本件は、阿蘇市農業委員会委員の任期満了に伴い、阿蘇市農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第 12 号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 13 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 14 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 31 件、報告 7 件、承認 8 件、条例 4 件、予算 8 件、人事 1 件、その他 3 件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、午前 11 時 25 分から全員協議会を開催しますので、経営状況の説明資料をご持参の上、ご出席いただきますようお願いいたします。お疲れでした。

午前 11 時 18 分 散会